

第 5 章 災 害 応 急 対 策 計 画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画で、基本法第 50 条第 2 項に定める災害応急対策の実施責任者がその実施を図るものとする。

第 1 節 応 急 措 置 実 施 計 画

災害時において、市長等が実施する応急措置は、本計画の定めるところによる。

第 1 応急措置

1. 応急措置の実施責任者

- (1) 北海道知事
- (2) 栗山警察署警察官
- (3) 市内指定地方行政機関（出先機関）の長
- (4) 市内指定地方公共機関（出先機関）の長
- (5) 夕張市長

第 2 市の実施する応急措置

市の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、関係法令及び本計画の定めるところに基づき、所掌事務について速やかに応急措置を実施するものとする。

1. 警戒区域の設定

市長は、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、基本法第 63 条の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

2. 障害物の除去

市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めたときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で応急措置を実施するため、支障となる物の除去、その他必要な措置をとることができるものとする。この場合において、工作物を除去したときは、市長は、当該工作物の保管を行うものとする。

3. 応急公用負担の実施

市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めたときは、市区域内の他人の土地、建物、その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し収容することができるものとする。

4. 応急公用負担等実施に伴う損失補償

市長は、前2号の措置によって通常生じる損失を補償するものとする。

5. 他市町村長に対する応援の要求

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他市町村長に対して応援を求めることができるものとする。

6. 北海道知事に対する応援の要求

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道知事に対し応援を求め、又は応急措置の全部又は一部について実施を要請することができるものとする。

7. 災害時における事務の委託

市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、市の事務又は市長の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該地方公共団体の長その他の機関にこれを管理し及び執行させることができるものとする。

8. 住民等の業務従事

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、市民又は応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることができるものとする。

9. 応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償

市は、前号により応急業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となったときは、基本法施行令第36条に定める基準に従い、条例の定めるところによりその者又はその者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

10. 通信設備の優先利用

市長は、応急措置の実施のため、緊急かつ特別に必要なときは、「第3章 災害情報通信計画」に定めるところにより、有線電気通信法第3条第3号に掲げる者が設置する有線電気通信施設、若しくは無線設備を使用することができるものとする。

第 2 節 災 害 広 報 計 画

災害時の市における報道機関、災害関係諸機関及び市民に対する災害情報の提供並びに広報活動は、本計画の定めるところによる。

第 1 災害広報の担当

災害時における広報活動業務は、「資料第 2」 に定める総括班が担当するものとする。

第 2 災害情報等の収集要領

災害情報等の収集については、「第 3 章 災害情報通信計画」によるほか、次の要領によって収集するものとする。

1. 総括班写真担当員派遣による災害現場写真の取材
2. 市役所支所、その他関係機関取材による写真の収集
3. その他災害の状況に応じ、班員の派遣による資料の収集

第 3 災害情報等の発表及び広報の方法

1. 報道機関に対する情報発表等の方法

(1) 収集した被害状況、災害情報等は、その都度報道機関に対し、次の事項を発表するものとする。

- ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
- イ 災害の発生場所（地域）
- ウ 被害状況
- エ 市における応急恒久対策の状況
- オ 災害対策本部の設置又は廃止

(2) 災害の発生又は発生するおそれがある場合には、新聞、ラジオ、テレビ放送等各報道機関が行う独自の取材活動に対して、積極的に情報資料の提供を行い協力するものとする。

2. 市民に対する広報の方法及び内容

(1) 一般市民並びに罹災者に対する広報活動は、災害時の推移をみながら、次の方法により行うものとする。

- ア 新聞・ラジオ・テレビの利用
- イ 広報紙・チラシ類の印刷物利用
- ウ 有線放送及び街頭放送の利用
- エ 広報車の利用

(2) 広報事項は次のとおりとする。

- ア 災害に関する情報及び関係機関、住民に対する注意事項

- イ 災害応急、恒久対策とその状況
 - ウ 災害復旧対策とその状況
 - エ 災害地を中心とした交通に関する状況
 - オ その他必要な事項
- (3) 災害現地における住民懇談会等によって、一般住民並びに罹災者の意見・要望・相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

第 3 節 水 防 計 画

洪水その他による水災を警戒防御し、その被害を軽減するための組織及び活動要領等については、本計画の定めるところによる。

第 1 水防組織

本市の水防機関としては、水防法により、消防機関がその任に当たることになっており、非常に際しては、災害対策本部機構の中における防災活動班（資料第 2 2）が、災害対策本部長の指揮・命令により地域内全般の水防活動を展開する。なお、災害の状況によっては、活動人員の不足が予測されるので、民間協力団体として土建業者による特別防災活動隊（資料第 2 3）を編成し、災害の状況に応じ協力出動を要請する。

第 2 水防情報

1. 情報の収集

水害発生の恐れがある場合は、速やかに予防措置を講ずるため、応急措置の実施責任者並びに関係住民は、その得た情報を直ちに災害対策本部に連絡するものとする。

(1) 情報の種類

ア 気象情報 イ 降雨量 ウ 河川水位 エ ダム放流量
オ 堤防決壊、浸水箇所 カ その他

(2) 連絡の方法

電話又は無線等によるものとする。

2. 住民への情報周知

ダム管理者は、洪水調節、その他異常放流を行う場合は、規定の警告を行うとともに、放流量を変更する場合にも、状況に応じ住民へ危険防止のための警告を行う。また、災害対策本部においても、状況により広報車等により住民へ周知する。

第 3 水防信号

1. 水防に用いる信号

地域住民及び消防団員等に対し行う警戒危険及び出動信号の方法は、下記のとおり知事が定めているが、水害予想地域が部分的な場合は、敢えてこの信号を用いず口頭伝達、その他の方法によって周知する。

区分	方法	警鐘信号	サイレン信号	摘要
警戒信号		○休止 ○休止 ○休止	5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 ○—休止 ○—休止 ○—休止	気象官署から洪水警報を受けたとき又は警戒水位になったとき
出動 第 1 信号		0-0-0 0-0-0 0-0-0	5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 0—休止 0—休止 0—休止	市及び消防機関に属する者の全員出動信号
出動 第 2 信号		0-0-0-0 0-0-0-0 0-0-0-0	10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 0—休止 0—休止 0—休止	市の区域内に居住する者の出動信号
危険信号 避難・立退き		乱 打	1 分 5 秒 1 分 5 秒 0—休止 0—休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退きのことを知らせる信号
備 考		1. 信号は、適宜の時間継続する 2. 必要に応じ、警鐘及びサイレン信号を併用する 3. 危険が去った場合は、口頭伝達により周知する		

2. 夕張シューパロダムの放流に伴う警報

- (1) 警報主任者 夕張川ダム総合管理事務所長
- (2) 警報伝達区域 ダムから遠幌警報所までの夕張川沿岸
- (3) 放流警報 警報主任者は、放流を行う場合は、放流開始の1時間前までに、放流日時、放流量等を関係機関に通知するとともに、夕張川各地点に設置したスピーカー（疑似音による）により警報し、河川区域内の危険防止のため一般市民に周知すると共に警報車により巡視を行う。

(4) 警報所サイレン及び警報車

名称	スピーカーの設置場所	スピーカーの出力	吹鳴時間	吹鳴方法（疑似音）	吹鳴の確認方法	サイレン管理人
夕張スーパーダム警報局	夕張スーパーダム堤体左岸	100w	ダム放流開始30分前	60秒吹鳴 10秒休止 6回反復	警報車	夕張川ダム総合管理事務所調整係長
青葉所	南部青葉町南部橋付近	100w	同上	同上	同上	同上
菊水北所	南部菊水町1条3丁目	100w	同上	同上	同上	同上
遠幌警報所	南部岳見町	100w	同上	同上	同上	同上

3. 清水沢ダムの放流に伴う警報

- (1) 警報主任者 北海道企業局夕張川発電管理事務所長
- (2) 警報伝達区域 清水沢ダムから沼ノ沢取水堰地点及び滝ノ上発電所堰から川端ダム地点までの夕張川の区間
- (3) 放流警報 警報主任者は、放流を行う場合は、放流開始の1時間前までに、放流日時、放流量等を関係機関に通知するとともに、夕張川各地点に設置したスピーカー及び警報車により警報し、河川区域内の危険防止を一般市民に対し周知する。

(4) 警報所サイレン及び警報車

名称	スピーカーの設置場所	サイレンの出力	吹鳴時間	吹鳴方法	サイレン管理人
第1号サイレン	清水沢発電所	7.5kw	放流開始10分前	60秒吹鳴 10秒休止 3回反復後 2分30秒休止 60秒吹鳴 5秒休止 3回反復	北海道企業局 夕張川発電管理事務所 清水沢発電事業所長
第2号サイレン	滝ノ上発電所	0.75kw			
警報車		スピーカー 20w	放流水到達15分前	アナウンス	

4. 沼ノ沢取水堰の放流に伴う警報

- (1) 警報主任者 北海道企業局夕張川発電管理事務所長

(2) 警報伝達区域 沼ノ沢取水堰から滝ノ上発電所堰地点までの夕張川の区間

(3) 放流警報 警報主任者は、放流を行う場合は、放流日時、放流量等を関係機関に通知するとともに、夕張川各地点に設置したスピーカー及び警報車により警報し、河川区域内の危険防止を一般市民に対し周知する。

(4) 警報局スピーカー及び警報車

名称	スピーカーの設置場所	スピーカーの能力	吹鳴時間	吹鳴方法	スピーカー管理人
第1号スピーカー	沼ノ沢 229-3 番地 (夕張川右岸)	50w × 2 台	放流開始 15 分前	音声放送	北海道企業局 夕張川発電 管理事務所長
第2号スピーカー	沼ノ沢 20-3 番地 (夕張川左岸)	50w × 2 台 × 2 組	放流水到達 15 分前	チャイム アナウンス チャイム 10 回反復	
第3号スピーカー	沼ノ沢 180-1 番地 (夕張川左岸)	50w × 2 台 × 2 組		電子サイレン 60 秒吹鳴 10 秒休止 5 回反復	
第4号スピーカー	紅葉山 373-2 番地 (夕張川左岸)	50w × 2 台 × 2 組			
第5号スピーカー	滝ノ上 43-1 番地 (夕張川右岸)	50w × 2 台 × 2 組			
警報車		20w			

5. 旭町ダムの放流に伴う警報

- (1) 警報主任者 夕張市役所土木水道課ダム管理主任技術者
- (2) 警報伝達区域 旭町ダムから下流旭町入口までのポンポロカベツ川沿岸
- (3) 放流警報 警報主任者は、放流を行う場合は、放流開始 15 分前にサイレンを吹鳴させるとともに、警報車で旭町浄水場より河川区域内の一般市民に状況を周知し、その後の状況も必要に応じて広報する。
- (4) 警報所サイレン

名称	スピーカーの設置場所 警報車	サイレン の出力	吹鳴時間	吹鳴方法	サイレン管理人
旭町第1 ダム警報所	旭町第1ダム直下	k w 1. 5	放流開始 15分前	1分吹鳴5秒休止 3回反復	土木水道課ダム 管理主任技術者

第4 建設機械の動員計画

応急措置及び応急復旧を速やかに実施するための建設機械の動員については、市所有及び建設業者所有の建設機械により実施するものとし、その所有状況は資料第24のとおりである。

第5 資器材の備蓄及び現有状況

水害発生時における応急措置は、その大部分が仮設築堤である。これに要する資材の備蓄及び器材の現有状況は、資料第25のとおりである。

第6 資材輸送計画

水防資材の輸送は、市所有車両を動員して実施するが、災害の状況によって輸送能力が不足する場合には、民間車両の借上げによって実施するものとする。

第 4 節 避 難 救 出 計 画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

第 1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（崖）崩れ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難の勧告又は指示を行う。

1. 避難実施責任者

(1) 市 長

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し次の勧告又は指示を行う。

ア 避難のための立退きの勧告又は指示

イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 屋内での待避等の安全確保措置の指示

- ② 市長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。
- ③ 市長は、上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかに総合振興局長又は振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする）。

(2) 警察官

警察官は、市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合には、その立退先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を市長に通知するものとする。

(3) 知事又はその命を受けた道の職員

- ① 知事（総合振興局又は振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事は洪水、地滑り以外の災害の場合においても市長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。

- ② 知事（総合振興局又は振興局長）は、災害発生により市長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は当該市長に代わって実施する。

2. 避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告・避難指示（緊急）の基準

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

避難に時間を要する高齢者や障がい者等の要配慮者に立退きを促し、その地域の居住者等に対し、避難のための立退きの準備を促す情報をいう。

(2) 避難勧告

その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等に避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。

(3) 避難指示（緊急）

災害による危険が目前に迫っている場合等に発せられ、勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のために立退かせるためのものをいう。

(4) 避難の態様

ア 事前避難

次の場合に被災危険区域住民に避難場所等を示して避難勧告又は避難指示（緊急）を行う。

(ア) 大雨、暴風又は洪水の警報等が発表され、避難を要すると判断されたとき。

(イ) 河川が警戒水位を超え、なお水位が上昇するとき。

(ウ) その他諸般の状況から避難の準備又は避難する必要があると認められるとき。

イ 緊急避難

事前避難をする間がない場合（地震、火災、洪水等による被災の危険が目前に迫っていると判断されるときをいう。）は、至近の安全な場所に緊急避難させる。

3. 避難勧告又は避難指示（緊急）の周知

避難勧告又は避難指示（緊急）に当たっては、当該地域の住民に対して、速やかに次の事項について周知徹底を図る。

(1) 避難勧告・避難指示（緊急）事項

ア 避難勧告又は避難指示（緊急）、屋内での待避等の安全確保措置の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容

イ 避難場所及び経路

ウ 避難対象区域

エ 注意事項

(ア) 携行品は必要最小限にする。（食糧、水筒、タオル、ちり紙、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等）

(イ) 服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨具・防寒用具を携行。

(ウ) 避難時の戸締まり。

(エ) 火気に注意し、火災が発生しないようにする。

(2) 伝達方法

次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じ、最も迅速かつ的確に伝達できる方法により伝達するものとする。なお、場合によっては二つ以上の方法を併用する。

ア 避難信号による伝達

「本章 第3節 水防計画 第3水防信号」に定める危険信号によるものとする。

イ 放送局（NHK，民間放送局）に対し、勧告、指示等を行った旨を連絡し、関係住民に連絡すべき事項を提示して放送することを要請する。

ウ 電話による伝達

電話により住民組織、官公署、会社等に通報する。

エ 広報車による伝達

市・消防機関等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

オ 伝達員による個別伝達

避難を勧告・指示等をした時が、夜間・停電時・風雨が激しい場合等、全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは、消防団員等で班を編成し個別に伝達するものとする。

4. 避難場所等

(1) 切迫した災害からの危険を逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所

ア 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や土砂災害等異常な現象の種類ごとに安全性等の一定基準を満たす施設又は場所であり、資料第26指定緊急避難場所及び資料第27指定避難所のとおりあらかじめ指定しておくものとする。ただし、緊急を要する場合等でこれらの場所を使用することができないときは、最寄りの民間施設、公園、空き地等を使用するものとする。

イ 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設であり、指定緊急避難場所をそのまま指定避難所として使用する場合と、別の公共施設等を利用する場合もある。

また、指定避難所が使用不能になった場合、又は、指定避難所に収容しきれなくなった場合には、災害の種類、被害又は被害の状況により仮設避難所の設営を行う。

ウ 福祉避難所

障がい者や高齢者等の避難生活が長期に及ぶ場合において、何らかの特別な配慮を必要とする者を受入するための施設を、福祉避難所として指定するものとする。

また、指定にあたっては、バリアフリー化など受入した避難者の生活に支障が少ないよう整備された、社会福祉施設等と協定締結に基づき確保するほか、必要に応じて代替避難所等を活用する。

(2) 管理運営

ア 指定緊急避難場所の管理運営

(ア) 避難を要する状況にあつては、速やかに本部から連絡員を配置し、避難住民との連絡、避難状況の掌握に努めるとともに、避難者に対する情報提供及び指示を行い、

避難者の安全確保と混乱の防止を図るものとする。

- (イ) 避難における救援措置は、原則として給水及び医療救護とする。
- (ウ) 指定緊急避難場所の施設管理者は、本部長あるいはその命を受けた職員の指示に従い管理運営に協力するものとする。

イ 指定避難所の管理運営

- (ア) 施設の開設は、本部の指示により施設の管理者が行い、管理運営については避難救護班が行うものとする。
- (イ) 指定避難所の開設基準、開設期間等については災害救助法が適用されたときは同法により、また適用されない場合は同法に準じて行うものとする。
- (ウ) 指定避難所として使用する施設の管理者は、本部長あるいはその命を受けた職員の指示に従い、速やかに避難所の開設及び管理運営に協力するものとする。

ウ 指定緊急避難場所の周知方法

市民に対し、広報紙等を通し指定緊急避難場所の周知に努めるものとする。

5. 避難誘導

(1) 避難誘導者

避難者の誘導は、避難救護班、消防署、消防団及び警察官が協力して行う。

(2) 避難の順位

避難させる場合には、高齢者、乳幼児、身体障がい者、傷病者及び妊婦など自力避難の困難な避難行動要支援者を優先的に避難させる。

(3) 避難の方法

避難は、可能な限り町内会単位、あるいは町内会各班の単位で行うものとし、避難は避難者自ら行うことを原則とする。

6. 避難所の開設状況の記録

避難所を開設した場合は、次により記録しておかなければならない。

(1) 避難者名簿

(2) 避難所用物資受払簿

(3) 避難所設置及び収容状況

7. 北海道(空知総合振興局)に対する報告

- (1) 避難の勧告・指示等を市長等が発令したときは、発令者、発令日時、避難の対象区域・避難先を記録するとともに、空知総合振興局に対し、その旨報告する。(市長以外の者が発令したときは市長経由)

- (2) 避難所を開設したときは、北海道知事(空知総合振興局長)にその旨報告する。

ア 避難所開設の日時、場所及び施設名

イ 開設期間の見込

ウ 収容状況・収容人員

エ 炊き出し等の状況

第2 救出計画

1. 救出実施責任者

市長(災害救助法の適用を受け、北海道知事の委任を受けた場合を含む。)は警察官、消防機関の協力を得て救出を行うが、災害が甚大であり、本部のみで救出の実施が困難な場合は、本章第19節自衛隊派遣要請計画に定めるところにより、空知総合振興局長に自衛隊の派遣要請をするものとする。

2. 救出対象者

災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態にある者で、おおむね次に該当するときとする。

- (1) 火災の際、火中に取残された場合
- (2) 水害・地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 水害の際、家屋とともに流され、また、孤立地点に取残された場合
- (4) がけ崩れ・地すべり等により生埋めとなった場合及び気動車、自動車等の大事故が発生した場合

3. 救出状況の記録

被災者を救出した場合は、記録しておかなければならない。

第 5 節 食 糧 供 給 計 画

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する食糧供給に関する計画は、次のとおりとする。

第 1 主要食糧供給計画

1. 実施責任者

被災者に対する食糧の供給は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長が実施する。

2. 給与の対象者

- (1) 避難所に収容された者。
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、流出、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者。ただし、親戚又は知人等の住家に避難し、そこで食事を摂ることができる状態にある者は除く。
- (3) 災害応急対策に従事している者。

3. 給与の方法

(1) 炊出しによる給与

炊出しは、必要に応じ住民組織に協力を求め、主食及び副食を調理して配分する。

(2) その他による給与

災害の状況により、炊出しすることが困難な場合にはパン、インスタント食品、缶詰等調理の必要がないものを配分するものとする。

4. 食糧の調達方法

食糧の調達は、次のとおり行うものとし、避難救護班が担当する。

(1) 主要食糧及び副食

炊出し等の給食に米穀等を必要とする場合は、市内の業者から調達するものとするが、不足の場合又は緊急を要する場合には空知総合振興局を通じて知事に要請するものとする。

(2) 主要食糧在庫状況

市内における主食の在庫場所、在庫状況は資料第 2 7 のとおりである。

(3) 乳児対策

人工栄養を必要とする乳児に対しては粉ミルクを市内業者から調達して支給するものとする。

5. 食糧の配布

(1) 配給は原則として避難所において実施する。

(2) 被災者に対する配給は、町内会等の協力を得て公平かつ円滑に実施できるよう配慮する。

第 2 炊出し計画

(1) 実施責任者

被災者に対する炊出しは、避難救護班が担当する。

(2) 炊出しの方法

炊出しは、必要に応じ町内会組織、婦人団体等の協力を得て、学校給食施設、その他給食施設を有する会館等を利用して行うものとする。

第 6 節 衣料、生活必需物資供給計画

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのご程度の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を確保するための計画は、次のとおりとする。

第 1 実施責任者

1. 災害救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により実施する。
2. 災害救助法が適用されない場合は、市長が行うものとする。

第 2 給与又は貸与の対象者

給与又は貸与の対象者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

1. 災害により住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者。
2. 災害により、被服、寝具、その他必要最小限度の生活用品を喪失し、しかもこれらの物品を直ちに入手することができない状態にあり、日常生活を営むことが困難である者。

第 3 給与又は貸与物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとし、被災状況及び物資調達状況等から給与又は貸与する物資を決定する。

1. 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
2. 外衣（洋服、作業衣、子供服）
3. 肌着（シャツ、パンツ）
4. 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
5. 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
6. 食器（茶碗、皿、箸等）
7. 日用品（石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー等）
8. 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

第 4 調達方法

災害の規模に応じて、市内の業者を調達先とする。なお、調達困難な場合には知事に依頼し、調達するものとする。

第 5 給与又は貸与の方法

1. 地区取扱責任者
救援物資の給与又は貸与は、町内会長等の協力を得て迅速かつ的確に行うものとする。
2. 計画に基づく配布
 - (1) 物資購入時に作成する計画表に基づき、世帯単位に配布する。
 - (2) 給(貸)与の物資は生活に必要な最小限のものとする。

第 7 節 給 水 計 画

本市は特殊な都市形態を形成しているため、給水源として2ヶ所の水源施設があり、それぞれの水源施設において浄水の給水を実施しているが、過去の台風又は豪雨時において、水源施設内における土砂崩壊或いは崖崩れによる道路決壊等によって、送水管切断の災害による給水機能停止の事態がしばしば発生している現況下にある。災害により給水施設が被災し、飲料水の供給が不可能となった場合、市民に必要最小限の飲料水を供給し、市民の保護を図る応急給水は、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任者

給水施設が被災した場合における応急給水については、資料第 28 により市長が実施するものとする。救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は、市長が行う。

また、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後 3 日間分程度（一人一日概ね 3 リットル）、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

第 2 給水方法

タンク給水を行う場合の輸送用の車両は、「本章第 1 2 節輸送計画」に定める市所有の車両又は借上車両を派遣して行うものとする。

第 3 自衛隊の応援要請

一時に数カ所の水源施設が被災し、別表に定めるタンク車等の給水が不可能な場合においては、「本章第 1 9 節 自衛隊派遣要請計画」に基づき自衛隊の出動を得て実施するものとする。

第 8 節 防 疫 計 画

災害時における被災地の防疫計画は、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任者

被災地の防疫は、市長が保健所長の指導に基づき実施するものとし、災害による被害が甚大で、市のみで防疫の実施が不可能な場合又は困難なときは、知事の応援を得て実施するものとする。

第 2 防疫措置

1. 定期の清潔方法とは別に災害の状況により保健所と協議の上、臨時に清潔方法の指導を行う。
2. 災害の状況により感染症予防対策協議会を招集する。
会長、市長、事務局、市民課、委員、関係機関団体から若干名
3. 汚染場所の消毒
4. 避難所は、設置した場所における防疫指導と、必要な消毒の実施

第3 防疫及び消毒方法

汚染の状況により次の消毒を保健所と協議の上実施する。

1. 飲料水

井戸の消毒は、その水量の1/500 クロール石灰水（クロール石灰5分・水95分）を投入し、十分かくはんしたのを12時間以上放置させ飲用させる。

上水道については、水道管理者の責任において必要な措置を構ずる。

2. 家屋内

汚染された台所、炊事場などを中心に、クレゾール水を用いて拭浄、あるいは噴霧し、床下には湿潤の程度に応じ、所要の石灰を散布する。

3. 便所

クレゾール石鹼水又はクロール石灰水にて拭浄するほか、し尿の汲取、便槽の整備等を指示する。

4. 下水

汚染の状態により薬剤、石灰等を散布する。

5. 予防接種

災害のため、疫病のまん延予防上必要がある場合、保健所と協議の上、臨時予防接種を受けるべき者の範囲及び期日、場所を指定して行う。

第4 飲料水の確保

災害地の飲料水が断たれた場合、応急の給水については、「本章第7節給水計画」の定めるところによる。

第5 防疫機器材、薬剤の確保

市で備付けのものを使用するが、不足を生ずる場合は、関係機関から借入れによる外薬業協同組合を通じ、必要量を購入する。

第 9 節 医 療 計 画

災害のため、その地域の医療機関の機能が失われ又は著しく不足、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施は、次のとおりとする。

第 1 実施責任者

1. 救助法が適用された場合における医療及び助産は知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は市長が行う。
2. 救助法が適用されない場合及び知事に要請した救護班が現地に到着するまでの間の医療及び助産は、市長が実施するものとする。
3. 知事は、市長の要請により救護班を派遣するとともに、必要に応じて災害拠点病院及び協力機関等に救護班の派遣を要請するものとする。

第 2 医療及び助産の対象者並びにその把握

1. 対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害の発生日前後 7 日以内の分娩者で災害のため助産の途を失った者とする。

2. 対象者の把握

対象者を発見した場合、所管のいかなを問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し本部長に通知するものとする。通知を受けた本部長は、直ちに救護に関し医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資器材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係班に指示する。

第 3 実施の方法

1. 医療及び助産は、原則として医療班を編成するとともに、医療救護所を設置して実施するものとする。
2. 医療班は、夕張市医師会をもって編成することを原則とするが、必要に応じ民間の医療機関及び助産師に協力を要請することができる。
3. 市内における医療機関は、資料第 3 1 のとおりである。

第 4 医療救護所

1. 設置場所

医療救護所は、市内医療機関（資料第 3 1）を原則とするが、必要により学校、生活館等の公共施設を使用する。ただし、地域に適当な公共施設がない場合は、町内会館その他を利用することができる。

2. 医療救護所の名称

「夕張市災害対策現地医療救護所」と称する。

第 5 救護班の派遣要請

市長は、医療班の編成が困難な場合、又はその診療能力を超える傷病者が出た場合等におい

ては、日赤救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を知事（空知総合振興局長）に要請する。

第6 医薬品の確保

医療、助産に必要な医薬品・衛生器材及び医療器具の確保は、医療班において行うものとするが、確保することが困難な場合又は不能であるときは、知事に調達を要請するものとする。

第7 患者の移送

重症患者等の医療機関への移送は、救急車により搬送するが、道路の破損などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、ヘリコプターの出動を要請するものとする。

第 10 節 清 掃 計 画

災害時における被災地のじん芥の収集、し尿の汲取り及び死亡獣畜の処理等の清掃業務については、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任者

1. じん芥及びし尿

災害地における清掃は、市長が実施するものとし、市のみで処理することが困難な場合は、近接市町及び道に応援を求め実施するものとする。

2. 死亡獣畜

被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは、市長が実施するものとする。

第 2 清掃の方法

1. じん芥及びし尿の処理

本市の地形が特殊な都市形態を形成しているため、じん芥及びし尿の処理については、極めて難しい現況下にある。

平常時における清掃は、資料第 30 により実施し、逐次充実を図っているが、災害時における清掃については、災害の実態を勘案しながら常備車両等の範囲内で、その都度処理対策を講ずるものとする。

なお、常備車両等により処理が困難な場合は、じん芥については、「本章第 12 節輸送計画」に定める、市内運送業者所有の車両を借上げ処理に当たるものとし、し尿については、近接市町に関係業者の応援方要請するものとする。

2. 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜処理場において行うものとする。ただし、処理場のない場合又は運搬することが困難な場合は、保健所長の指導を受け、次により処理するものとする。

- (1) 環境衛生上、他に影響を及ぼさないよう配慮して、埋却及び焼却の方法で処理する。
- (2) 移動できないものについては、保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずる。
- (3) (1) 及び(2)において埋却する場合にあっては、1メートル以上覆土する。

第 11 節 飼 養 動 物 対 策 計 画

災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任者

被災地における逸走犬等の管理は、市長が実施するものとし、市のみで処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を求め実施するものとする。

第 2 飼養動物の取扱い

1. 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 3 号）に基づき、災害発生時におい

2. ても、動物の健康及び安全を保持し適正な管理を行うものとする。
3. 災害発生時における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。
4. 災害発生時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をす
るなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る
ものとする。

第 12 節 輸 送 計 画

災害時において、災害応急対策及び復旧対策の万全を期するため、市民の避難災害応急対策要員の移送及び救援、或いは救助のための資器材、物資の輸送（以下「災害輸送」という）を、迅速確実に行うための輸送方法及び範囲は、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任者

災害時輸送の実施責任者は、災害応急対策を実施する責任を有する機関の長とする。

第 2 輸送方法

1. 災害時輸送は、一次的には自機関の所有する車両を使用し、被災地までの距離・時間、災害の様相、あるいは自機関の所有する台数では不足する場合等、他機関の所有する輸送施設等を活用したほうが効率的である場合は、他機関及び民間業者に要請して輸送を行うものとする。
2. 災害時に車両等による陸上輸送が困難な場合は、空中輸送の措置を講ずる。その場合、市長は、知事（空知総合振興局長）に対し、自衛隊のヘリコプターの派遣要請を依頼するものとする。
3. ヘリコプター離発着可能場所については、資料第 31 のとおりとする。

第 13 節 文 教 対 策 計 画

学校施設の被災により、通常の教育に支障を来した場合の応急教育は、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任者

市立の学校における教育の確保については市教育委員会が、道立の学校における教育の確保については道教育委員会が行うものとする。

第 2 応急教育実施計画

1. 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害の程度により応急復旧のできる場合は、速やかに修理をし施設の確保に努めるもの

とする。

- (2) 校舎の一部が使用不能になった場合
特別教室、屋内運動場等を利用するものとする。
- (3) 校舎の大部分又は全部が使用不能になった場合
最寄りの学校の校舎等を利用するものとする。
- (4) 仮校舎の建築
上記において、施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建築を検討するものとする。

2. 応急教育対策

(1) 休校措置

- ア 災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は、教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、また、低学年児童にあっては、教師が地区別に付添うなどの措置をする。
- イ 休校措置を登校前に決定したときは、ただちにその旨を有線放送、その他児童生徒の校外組織を通ずる等、確実な方法で各児童生徒に徹底させる。

(2) 教育の要領

- ア 災害の状況に応じ特別教育計画をたて、できるだけ授業の確保に努める。特に授業が不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐよう努める。
- イ 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - (7) 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容程度が児童生徒の過度の負担にならないようにする。
 - (4) 教育の場が学校以外の施設等を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の保健等に留意する。
 - (ウ) 通学道路、その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。
(集団登下校、青年会、保護者の協力を得るようにする)
 - (E) 学校が避難所に充当された場合には、特に児童生徒の管理に注意するとともに、収容による授業の効率低下にならないよう留意する。
- ウ 災害復旧については、教育に支障のない限り可能な協力をするものとする。

(3) 教職員の確保

当該学校の教職員は、学校長の指示によりその処置に当たる。当該学校だけで実施が不可能なときは、教育委員会は連絡を密にして、近郊学校の教職員を動員配置し、教育に支障を来さないようにする。

3. 学校給食の措置

- (1) 給食施設が被災したときは、できる限り応急修理を行い、給食の継続を図るものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、小麦粉については、関係機関と連絡の上直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については、応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

4. 衛生管理対策

学校が罹災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意して保健管理をするものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲み場、便所は常に清潔にして、毎週1回の消毒を実施すること。
- (2) 校舎の一部に罹災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできる限り隔絶すること。
- (3) 収容施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第3 救助法適用の場合の計画

災害のため、住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により、資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒に対する学用品の給与は知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、市長が行うものとする。

第 14 節 災 害 警 備 計 画

災害に関する栗山警察署（以下「警察」という）が行う防災業務は、本計画の定めるところによるものとする。

第 1 災害に対する予報並びに警報の伝達に関する事項

1. 警察が行う災害に関する予報並びに警報の伝達は、原則として警察署長を経て市長（水防管理者）に伝達するものとする。
2. 警察署長は、当該地域を管轄する気象庁の地方機関及び河川の水位観測所並びに市長等の関係機関と災害に関する予報又は警報の伝達に関して、平素から緊密な連絡をとり、災害時の伝達に遺漏のないよう措置するものとする。

この場合、特に通信途絶時及び日曜・祝祭日・夜間等における伝達について緊密な打合せを行い、具体的な方策を確立しておくものとする。
3. 警察官は、基本法第 54 条第 1 項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合には、速やかに市長に通報するものとする。

第 2 事前措置に関する事項

1. 市長が行う警察官の出動要請

市長が、基本法第 58 条に基づき警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求める場合は、警察署長を経て道本部に対し行うものとする。
2. 市長の要求により行う事前措置

警察署長は、市長からの要求により、基本法第 59 条に基づき事前措置についての指示を行ったときは、直ちに市長に通知するものとする。

前項により警察署長が指示し、かつ通知を行ったときは、市長が当該措置の事後処理を行うものとする。

第 3 災害時における災害に関する情報の収集に関する事項

1. 警察署長は、市長、その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な、災害に関する情報を収集するものとする。

情報の収集並びに報告要領等については、北海道警察災害警備計画に定めるところによるものとする。
2. 警察署長は、災害情報の収集並びに報告の迅速な処理を図るため、予め所属の職員の中から災害情報収集、報告責任者を指定しておくものとする。

第 4 避難に関する事項

1. 警察署長は、避難の指示、避難経路、避難先における給与等について、予め市長に連絡しておくものとする。
2. 警察官が、基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条により、避難の指示又は警告を行う場合には、市計画の定める避難先を示すものとする。ただし、災害の種別・規模・態様現場の状況等

により市計画により難しい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。

この場合において警察官は、市長に通知し、当該避難先の借上げ、給与等は市長が行うものとする。

3. 市長は、警察署長、又は現場の警察官から避難の必要性について連絡を受けた場合は、速やかに基本法第 60 条に基づく避難の指示について、適切な措置を講ずるものとする。

第 5 災害時における広報に関する事項

警察署長は、地域住民に対して必要と認める場合には、災害の状況及びその見通し、並びに避難措置犯罪の予防、交通の規制、その他の警察活動等について、警備措置上必要と認める事項の広報を行うものとする。

第 6 応急措置に関する事項

警察署長は、警察官が、基本法第 63 条第 2 項に基づき警戒区域の設定を行った場合には、直ちに市長に通知するものとする。

前項により警戒区域を設定し、かつ通知を行った場合等の事後処理は、市長が行うものとする。

1. 応急公用負担に関する事項

警察署長は、警察官が、基本法第 64 条第 7 項並びに同法第 65 条第 2 項に基づき応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合は、直ちに市長に通知するものとする。

第 7 救助に関する事項

警察署長は、市長と協力し、被災者の救出、負傷者・疾病にかかった者の応急的救護及び死体の検分に努めるとともに、状況に応じて市長の行う死体の捜索に協力するものとする。

第 8 交通規制に関する事項

1. 警察署長の行う交通規制

警察署長は、その管轄区域内の道路について、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるときは、道路交通法第 5 条第 1 項の規定に基づき、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

2. 警察官の行う交通規制

警察官は、災害発生時において、緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第 6 条第 4 項の規定に基づき、一時的に歩行者、又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

3. 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

4. 消防吏員は、3による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

第 9 災害時における通信計画に関する事項

警察署長は、災害が発生し、しかも孤立が予想される地域、その他必要と認められる地域に対し

ては、移動無線局、携帯無線機等を配備するなど、通信の確保措置について計画するものとする。

第10 その他

その他の災害警備計画については、北海道地域防災計画の定めるところによって行うものとする。

第 15 節 住 宅 対 策 計 画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する住宅対策は、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任者

救助法の適用を受けた場合、知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は、市長が行う。

第 2 実施の方法

1. 避難場所の設置

市長は、必要により、住家が被害を受け居住の場所を失った者を收容保護するため、本章第 4 節「避難救出計画」に定めるところにより、收容避難所を開設するものとする。

2. 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

次のいずれにも該当する者であること。

ア 住家が全壊、全焼又は流出した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。

(7) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(4) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 建設予定地

原則として、市有地とする。ただし、これにより難しい場合は、適当な公有地及び私有地とする。

(3) 規模及び構造

ア 応急仮設住宅の標準規模は、1 戸につき 29.7 平方メートルを基準とする。

イ 構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による 5 連戸以下の連続建て、若しくは共同建てとする。ただし、被害の程度、その他必要と認めた場合は、1 戸建て又は木造住宅により実施する。

ウ 存続期間は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項の規定により、完成の日から 2 年以内とする。

3. 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害により住家が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者で、自らの資力では応急修理ができない者。

(2) 修理の範囲

居室、炊事場及び便所等、日常生活に欠くことのできない部分で、必要最小限とする。

第 3 修理費用

救助法及び関係法令の定めるところによる。

第 16 節 行方不明者の搜索及び死体の收容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び死体の收容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任者

1. 市長

救助法の適用を受けた場合、知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は市長が行うが、死体処理のうち、洗浄等の処理及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

2. 警察官

第 2 実施の方法

1. 行方不明者の搜索

(1) 搜索の対象

災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者。

(2) 搜索の実施

市長は、消防機関及び警察官の協力により実施するものとする。この場合において、被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施するものとする。

2. 死体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で、災害による社会混乱のため、その遺族等が死体の処理を行うことができない者。

(2) 処理の範囲

死体を発見したときは、速やかに警察官に届出て、警察官の検視及び医師の検案を受けた後、次により処理するものとする。

ア 死体の洗浄・縫合・消毒等の処理

イ 死体の一時保存

3. 死体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため、埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない死体。

(2) 埋葬の方法

ア 市長は、死体を火葬又は土葬に付し、棺又は骨つぼ等を遺族に支給する等、現物給付をもって行うものとする。

イ 身元不明の死体については、警察、その他関係機関に連絡し、その調査に当たるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）の規定により処理するものとする。

ウ 埋葬の実施が市において困難なときは、関係機関の協力を得て行うものとする。

第 17 節 障 害 物 除 去 計 画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で、市民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任者

1. 道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し、交通の確保を図るものとする。
2. 住居又はその周辺については、市長が行うものとする。なお、救助法の適用を受けた場合は、知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は市長が行う。
3. 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法、その他の法律により、当該施設の所有者が行うものとする。

第 2 障害物の除去の対象

災害時における障害物の除去は、市民の生活に著しい支障及び危険を与え又は与えると予想される場合、その他公共的立場から必要と認めた場合に行うものとし、その概要は次のとおりである。

1. 市民の生命、財産等を保護するために、速やかにその障害の排除を必要とする場合
2. 障害物の除去が、交通の安全と輸送の確保に必要な場合
3. 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
4. その他公共的立場から除去を必要とする場合

第 3 障害物の除去の方法

1. 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ、自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行うものとする。
2. 障害物除去の方法は、原状回復ではなく、応急的な除去に限るものとする。

第 4 除去した障害物の集積場所等

除去した障害物は、それぞれの実施機関において、付近の遊休地を利用し集積するものとする。

第 18 節 広域応援要請計画

大規模な地震災害等が発生した場合の北海道及び各市町村等との相互協力については、本計画の定めるところによる。

1. 広域応援要請

大規模な地震災害が発生し、その被害の規模等により市の防災体制のみでは発生災害の全てに対応できない場合は、北海道及び自衛隊に応援要請するほか、下記の相互応援協定に基づき応援を要請する。

- (1) 災害時における北海道及び各市町村相互の応援に関する協定（参考資料）
- (2) 災害時における夕張市内郵便局、夕張市間の協力に関する協定（参考資料）
- (3) 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ（参考資料）
- (4) 災害等の発生時における夕張市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定（参考資料）
- (5) 災害時等における応援協力及び復旧業務に関する協定書（参考資料）
- (6) 北海道広域消防相互応援協定（参考資料）
- (7) 北海道消防防災ヘリコプター応援協定（参考資料）
- (8) 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定（参考資料）
- (9) 南空知災害時相互応援に関する協定

2. 応援要請を受けた場合の対応

平常時から、災害発生後の広域応援体制について検討を行い、応援要請に対し、迅速かつ的確な対応が図れるよう努めるものとする。

- (1) 応援可能人員
- (2) 防災関連資機材の在庫確認及び調達
- (3) 応援用車両の確保
- (4) 情報伝達方法の確認
- (5) 被災者受入れ体制の検討

第 19 節 自衛隊派遣要請計画

災害時において、人命又は財産の保護のため必要がある場合における、自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の派遣要請については、本計画の定めるところによる。

第 1 災害派遣要請依頼先（要請権者）

北海道知事（本市の場合、空知総合振興局長）

第 2 要請手続

市長及び警察署長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者に依頼するものとする。また、口頭又は電話等により依頼した場合は、速やかに文書を提出するものとする。

1. 災害の状況及び自衛隊の派遣を必要とする事由
2. 派遣を希望する期間
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
4. 派遣部隊が展開できる場所
5. 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

第 3 要請権者への依頼によらない派遣要請

市長又は警察署長は、人命の緊急救助に関し、派遣要請権者に通知するいとまのないとき又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である等の場合は、直接指定部隊の長に通報することができる。この場合、速やかに要請権者に連絡し、第 2 の要領の手続を行うものとする。

第 4 派遣部隊及び能力

本市の担当部隊及びその編成状況は、次のとおりである。

1. 部 隊 名 陸上自衛隊第 7 師団
2. 指 揮 官 連隊長（現地指揮官は、その都度決定される）
3. 派遣予定隊員数 1 個中隊等
4. 装 備 概 況 車両給水、通信及び衛生設備

第 5 派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊は、主として次の任務に当たるものとする。

1. 被害状況の把握
2. 避難の援助
3. 遭難者の捜索活動
4. 水防活動
5. 消防活動
6. 道路又は水路の啓開

7. 応急医療、救護及び防疫
8. 人員及び物資の緊急輸送
9. 炊飯及び給水
10. 物資の無償貸付又は譲与
11. 危険物の保安及び除去
12. その他

第6 派遣部隊の受入れ

1. 部隊本部設置場所

部隊本部は、災害対策本部内に設置するものとし、部隊の活動については副本部長及び総括班長が、部隊指揮官と協議の上決定するものとする。

2. 部隊宿営（宿泊）場所

災害発生場所、実態等に基づき、次の箇所のうち1箇所を選定する。

市内各学校の屋内体育館又は屋外運動場並びに公共的施設のほか、派遣人数が少数の場合においては市内各旅館とする。

3. 車両の駐車及び機器材類保管場所

学校宿営（宿泊）の場合は、当該学校屋外運動場。旅館、その他宿泊の場合は、付近の駐車場及び保管可能な場所。

第7 経 費

1. 自衛隊の災害派遣に要する費用は、自衛隊が負担するものとする。

2. 自衛隊の防災活動に要する次の費用は、受入側において負担するものとする。

- (1) 資材費及び機器借上料等
- (2) 電話料及びその施設費
- (3) 電気料
- (4) 水道料
- (5) し尿汲取料

3. 旅館宿泊の場合、その他必要経費については、自衛隊及び受入機関において協議の上定めるものとする。

4. 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第 20 節 防災ボランティアとの連携計画

災害が発生したときに、災害応急対策を迅速・的確に実施する上で必要な人員を確保するため、奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携に関する計画は、次のとおりとする。

第 1 ボランティア団体等の協力

市は、奉仕団及び各種ボランティア団体等からの協力申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第 2 ボランティアの受入れ

市及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ調整等、その受入れ体制を確保するよう努める。

市は、ボランティアの受入れに当たって、高齢者介護や外国人との会話等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

ボランティアの受入れ窓口は総括班とし、ボランティアの派遣先等の決定活動状況の把握、連絡等を行うものとする。

第 3 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

1. 災害、安否、生活情報の収集・伝達
2. 炊出し、その他の災害救助活動
3. 高齢者、障がい者等の介護・看護補助
4. 清掃及び防疫
5. 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
6. 被災建築物の応急危険度判定
7. 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
8. 災害応急対策事務の補助

第 4 ボランティア活動の環境整備

市は、日本赤十字社北海道支部夕張地区、夕張市社会福祉協議会及びボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。そのため市は、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

第 2 1 節 労 務 供 給 計 画

市及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により労務者を確保し災害対策の円滑な推進を図るものとする。

第 1 実施責任者

本部長は、災害応急対策に必要な労務者の雇上げを行うものとする。

1. 要員の確保

災害応急対策に当たっては、民間協力団体の人員が不足し、又は特殊作業のため労力が特に必要な場合に労務者を雇上げる。

2. 動員要請

災害の状況により労務者を必要とするときは、各班長は次の事項を示し本部長に要請し、雇上げるものとする。

- (1) 職種別、所要労務者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要事項

第 2 労務者の雇上げ

1. 雇上げの範囲

- (1) 被災者を避難させるための労務
- (2) 医療及び助産における輸送のための労務
- (3) 被災者救出のための機械器具その他の資材の操作を行うための労務
- (4) 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品の配布等のための労務
- (5) 救援物資の整理、輸送及び配分のための労務
- (6) 行方不明者の搜索及び処理のための労務
- (7) その他特に必要とする輸送

2. 公共職業安定所長への要請

市において労務者の雇上げができないときは、次の事項を明らかにして夕張公共職業安定所長に求人申し込みをするものとする。

- (1) 職種別、所要労務者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要事項

第 2 2 節 ヘリコプター活用計画

災害時における消防防災ヘリコプターの活用については、本計画による。

第 1 緊急運航の要請

本市において災害が発生し、迅速・的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合、市長は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し防災ヘリコプターの緊急運航を要請するものとする。

1. 要請の要件

市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合に要請する。

- (1) 災害が隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

2. 要請方法

市長から知事に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかに北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出する。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請は消防署が行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3. 報告

緊急運航を要請した場合、災害等が収束したときには、速やかに災害状況等を道総務部長に対し報告する。

4. 要請先

北海道総務部危機対策室防災消防課防災航空室	TEL	0 1 1—7 8 2—3 2 3 3
	FAX	0 1 1—7 8 2—3 2 3 4
北海道総合行政情報ネットワーク	TEL	6 4—6—2 1 0—3 9—8 9 7
	FAX	6 4—6—2 1 0—3 9—8 9 9

第 2 消防防災ヘリコプターの活動内容

1. 災害応急対策活動

(1) 被災状況調査などの情報収集活動

(2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2. 救急・救助活動

(1) 傷病者、医師等の搬送

(2) 被災者の救助・救出

3. 火災防ぎょ活動

(1) 空中消火

(2) 消火資機材、人員等の搬送

4. その他

災害応急対策上、特にヘリコプターの活用が有効と認められる場合

第4 ヘリコプターの発着可能場所

資料第30のとおり。